

新潟県社会人スポーツ推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、新潟県社会人スポーツ推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 推進協議会は、会員相互の連帶意識の高揚を図り、新潟県の社会人スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会人スポーツ推進企業等認定事業
- (2) 強化支援事業
- (3) 優秀選手確保に係る事業
- (4) その他必要と思われる事業

(構 成)

第4条 推進協議会は、この会の目的に賛同する企業、競技団体、報道関係の代表者並びに県スポーツ行政関係者、市町村スポーツ行政関係者などのうちから、入会を希望する委員で構成する。

(役 員)

第5条 推進協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監事 2名

2 会長は、公益財団法人新潟県スポーツ協会会長をもって充て、推進協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、委員の中から会長が委嘱し、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときは、会長が指名する副会長がその職務を代理する。

4 幹事長は、委員の中から会長が委嘱し、会務を処理する。

5 幹事は、委員の中から会長が委嘱し、推進協議会の運営上必要な事項を審議する。

6 監事は、委員の中から会長が委嘱し、推進協議会の会計を監査する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(総 会)

第7条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) その他、推進協議会の運営に関する重要な事項

- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 会長に事故あるときは第5条第3項により副会長が、会長、副会長のいずれにも事故あるときは幹事長が議長となる。なお、会長、副会長、幹事長のいずれにも事故あるときは、出席者の互選により議長を選出する。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 5 会長が必要と認める時は、委員以外の者の総会への出席を求めることができる。

(幹事会)

第8条 幹事会は、次の事項を取り扱う。

- (1) 総会に提出する議案に関すること
 - (2) 支援企業等の調査に関すること
 - (3) その他、推進協議会の運営に関すること
- 2 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
 - 3 幹事長に事故あるときは、幹事の互選により議長を選出する。

(会 計)

第9条 推進協議会の会計は、補助金、委託金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第10条 推進協議会の事務局は、公益財団法人新潟県スポーツ協会に置き、事務を処理する。

- 2 事務局長は、常務理事を充てる。

附 則

この規約は、平成8年5月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月4日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年11月20日から施行する。